

第2編 緑化推進のための具体計画

みどりの保全や創出、緑化の推進を図るため、基本方針に基づき具体的な施策や、区別の取組み方針などを定めます。



第1章 緑化推進のための具体的な取組み

(1) 取組みの方向性

みどりの将来像を実現するために、「6つの基本方針」に沿った具体的な取組みの方向性を定めます。

この具体的な取組みは

- 1) 行政が行う緑の創出及び、緑化推進
⇒「公共空間でのみどりの創出」のための取組み
- 2) 民間の力を借りて行う緑の保全及び、緑化推進
⇒「民間の緑地の保全・緑化の推進」のための取組み
- 3) 行政・市民・企業などの協働で行うみどりの維持管理
⇒「みどりの維持管理を図る（協働）」のための取組み

の3つの方向を定め、施策を立案・展開してまいります。

これらの取組みは、行政が率先して緑の創出に取組む事により、市民や企業などに緑の重要性を再認識していただき、最終的にはそれぞれが一体となり新潟市全体の緑の保全・創出及び、緑化の推進を図り、「安心して住みたいまち」、「多くの人が集い交流するまち」を創ることを目的としています。

(2) 取組みの位置づけ

ここで位置づける具体的な取組みは、みどりの将来像を実現するための「6つの基本方針」「12の方策」から導き出される「みどりの施策体系」のなかで、今後新潟市のみどりの施策を実施するうえで、より積極的に取組むものです。

これらの取組みの中には、新しい考え方あるいはニーズを取り入れた施策、あるいは新潟市独自の基準によって運用される施策、また、みどりの施策をより効果的に、効率よく推進するための施策、などが含まれます。

表：具体的な取組みの一覧

1) 「公共施設空間でのみどりの創出」のための取組み		
①：公共施設の緑化の推進 (公共施設緑化ガイドラインの策定)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 今後計画される公共施設の設計に際して、緑化の基準や指針となる「公共施設緑化ガイドライン」を策定し、緑化の推進を図ります。 ➢ 庁内全体の職員のみどりに対する考え方についての共有認識を図り、公共空間における緑化の確保に努めます。 	P 2-3
②：公園の整備	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 新・新潟市総合計画や区ビジョンまちづくり計画により計画されている公園の整備を推進し、都市公園の更なる充実を図ります。 	P 2-5
2) 「民間の緑地の保全、緑化の推進」のための取組み		
■ 緑地を保全するための取組み		
①：民間緑地の保全に関する制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 「市民緑地制度」や「緑地保全地域制度」など、各制度を検討し、民間緑地の保全に取組みます。 	P 2-6
②：保存樹等の指定の推進	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 永い歳月をかけて育った貴重な樹木や樹林は、景観上も優れ、私たちにとってかけがえのない財産です。市内に残る優れた樹木・樹林を保全するため、保存樹などを指定し、その保全活動に対して、助成を行っています。 	P 2-8
■ 緑化を推進するための取組み		
③：市街地整備によるみどりの量・質を向上させるための検討・推進	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 良好な市街地形成を図るため、市街地整備において、みどりの質と量を創出する方法について検討し推進します。 ➢ 屋上・壁面緑化など、建築物などを緑化することによって、みどりの量・質を増大させるとともに、ヒートアイランド現象の防止など、まちの環境緩和に資する取組みを行います。 	P 2-10
④：まちなかにおける公園やオープンスペースでのみどりの創出	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 新たな用地の確保が困難なまちなかにおいて、市街地再開発事業や土地利用の改変の動きにあわせてオープンスペースなどの確保に努め、みどりを創出します。 	P 2-12
⑤：生垣設置奨励助成制度や緑地協定制度の活用促進、地区計画制度の推進	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 既存の制度をより一層活用してもらえるよう、周知やPRに努めてまいります。 	P 2-14
3) 「みどりの維持管理を図る（協働）」ための取組み		
①：緑化活動団体への支援	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 日常のみどりを利活用する地域住民あるいは学校、企業などの自主的な維持管理活動を支援します。 ➢ 緑化活動団体への支援拡大を目指します。 	P 2-17
②：公園アダプト制度の推進	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 「レッツ・アダプト・ア・パーク新潟市！」として、専門的技術を活かした活動である「WAZA アダプト」、小中学校の総合学習などを活用した「MIDORI アダプト」の2種類のプログラムを推進します。 ➢ 実施団体などのヒアリングを通じ、アダプト制度の拡充を目指します。 	P 2-19
③：公園愛護会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 公園愛護会の表彰制度など、協働で行う維持管理意識の醸成や体制の強化・推進に努めてまいります。 	P 2-21

(3) 取組みの内容

1) 「公共施設空間でのみどりの創出」のための取組み

具体的な施策①：公共施設の緑化の推進 (公共施設緑化ガイドラインの策定)

基本方針との関連

2. 個性ある政令市、3. 身近な空間のみどり

取組みの概要

- 市民や民間業者の緑化推進を牽引するため、行政が率先して公共空間における緑化、オープンスペース確保の取組みを実践することを目的に、今後計画される公共施設の設計に際して、緑化の基準や指針となる「公共施設緑化ガイドライン」を策定します。
- このガイドラインをもとに、新潟市にふさわしいみどりのまちづくりを推進し、庁内全体の職員のみどりに対する考え方についての共通認識を図り、公共空間における緑化の確保に努めます。

対象

- 新潟市が計画する公共施設（庁舎、文化福祉施設、道路、学校など）計画全般が対象となります。
- 国や新潟県の施設に対しても緑化が促進されるよう努めます。



旧税関庁舎

実施主体

- 公共施設計画に関与する新潟市担当部署、公園水辺課

現状

- 各種公共施設を計画する上で、緑化計画については個別案件ごと各部署で実施されており、新潟市全体としてみどりの質や量がどの程度図られているのか把握しにくい状態です。また、新潟市として、どのようなみどりを整備していくのか、その方針や基準、具体的な整備内容が整理されていないため、公共施設におけるみどりの一体感、統一感が欠ける面が見受けられます。

関連法等

- 都市計画法、都市緑地法、建築基準法、景観法、新潟市開発指導要綱など。

取組み案

- 公共施設計画の際の緑化基準・指針を設定します。
 - ◇ 敷地面積に占める緑地の割合
 - ◇ 計画地にふさわしい樹種の選定
 - ◇ 施設や街路にふさわしい植栽の構成・配置
 - ◇ 駐車場における緑化（植生）ブロックの推進
 - ◇ 維持管理体制のあり方
- 公共施設計画の際の緑化計画手順を設定します。
 - ◇ 事業の構想・計画段階（実施設計が予算化される前段階）からのみどりの計画づくり
 - ◇ 取組みの進捗や結果など、継続的に改善していくためのしくみづくりを行います。
- 区別・ゾーン別に緑化推奨樹木を選定します。
 - ◇ 海岸・湿地・住宅地・里山など地域特性にあった植栽樹木の選定

取組みの効果

- 公共施設のみどりの量・質を計画的に確保することができるようになります。
- 樹木を創出することが困難な場合でも緑化（植生）ブロックの使用など質の向上により、みどりの量を確保することを目指します。
- 公共施設のみどりについて、新潟市全体でどのように推移しているのか把握することができるようになります。
- みどりに関連する制度や規制、あるいは手続きの仕方などが明確になります。
- 行政が率先して緑化に取り組んでいるということを市民に広く周知することにより、市民や民間業者の緑化推進を牽引することができます。



朱鷺メッセ駐車場：緑化（植生ブロック）



新潟市役所

具体的な施策②：公園の整備

基本方針との関連

4. 公園緑地、5. 安心・安全、6. 市民との協働

取組みの概要

- 新・新潟市総合計画や区ビジョンまちづくり計画により計画されている公園緑地の整備を推進し、更なる充実を図ります。
- 市民一人あたりの公園面積 12.8㎡を目標として設定します。
- 市民のみならずから協力をいただきながら、借地公園の増加を図ります。

対象

- 新潟市が計画する公園緑地の整備計画が対象となります。

実施主体

- 公園水辺課、各区建設課



白山公園（春）

白山公園（夏）

現状

- 新・新潟市総合計画や区ビジョンまちづくり計画により、多種多様な公園緑地が計画されています。これらの公園緑地の整備にあたっては、各区との連携を強化し、区ビジョンの整備スケジュールに沿った推進を行う必要があります。



白山公園（秋）

関連法等

- 都市計画法 都市緑地法、都市公園法など。

取組み案

- 新・新潟市総合計画や区ビジョンまちづくり計画に示されている公園緑地整備計画の推進。
 - ◇ 庁内関連部署、各区との連携を密にし、スムーズな事業の実施にあたります。

取組みの効果

- みどりの基本計画の数値目標である市民一人あたりの公園面積 12.8㎡に向けて、量と質を確保することが出来ます。

2) 「民間の緑地の保全、緑化の推進」のための取組み

■ 緑地を保全するための取組み

具体的な施策①：民間緑地の保全に関する制度の活用

基本方針との関連

1. 水と緑のネットワーク、3. 身近な空間のみどり、6. 市民との協働

取組みの概要

- 土地所有者と地方公共団体などが契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度。これにより、地域の人々が利用できる公開された緑地が提供される「市民緑地制度」や、里山など都市近郊の緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する「緑地保全地域制度」など、各制度を検討し、まちの担保性の低い民有地のまとまった緑の保全に取り組めます。

対象

- まちの中の民有緑地

実施主体

- 公園水辺課、各区建設課、市民、市民団体

現状

- これまで、新潟市で当該制度を活用した事例はありません。
- まち（市街化区域や用途地域）では緑の量が少ない（緑被現況調査より）事が明らかになっています。
- まちの緑の量に対して『不満』が多い（意識調査より）結果が現れています。
- 生垣や庭木など身近な緑の向上についてのニーズが多い（意識調査より）結果が現れています。

関連法等

- 都市緑地法（市民緑地制度、緑地保全地域制度）など。



緑の豊かな住宅（わが家の緑花コンクール）

取組み案

- 市民緑地制度など民間緑地の保全に関する制度について、先進都市の事例などから検討します。
- 該当の可能性のある民間緑地に対して市民緑地制度を周知します。
- 緑地の維持管理について市民や市民団体への呼びかけを行います。

取組みの効果（都市緑地法）

- 契約期間が20年以上などの要件に該当する場合、相続税の優遇措置が受けられます。（市民緑地）
- 土地を地方公共団体に無償で貸し付けた場合、土地の固定資産税及び都市計画税が非課税となります。（市民緑地）
- 緑地環境整備総合支援事業において緑地の公開に必要な施設の整備が国の補助対象となります。（市民緑地）
- 特別緑地保全地区及び緑地保全地域内の土地なども市民緑地の対象となります。
- 緑地保全に関する市民活動が活発化し、拠点化します。

今後の課題

- 制度の活用には土地所有者の十分な理解と協力が必要となります。
- 維持管理に参加する市民（団体）活動の体制作りが必要です。
- 土地所有者や市民のニーズを掘り起こす必要があります。
- 市民緑地内の防犯など治安対策の確保が求められます。
- 土地所有者の生活環境が隣接する場合の生活環境の維持が求められます。

具体的な施策②：保存樹などの指定の推進**基本方針との関連**

3. 身近な空間のみどり、6. 市民との協働

取組みの概要

- 永い歳月をかけて育った貴重な樹木や樹林は、景観上も優れ、私たちにとってかけがえない財産です。市内に残る優れた樹木・樹林を保全するため、保存樹などの指定をし、その保全活動に対して助成を行っています。今後とも更なる保存樹などの指定を推進していきます。

対 象

1. 保存樹

- ① 1.5 mの高さにおける幹の周囲が1.2 m以上であること。
 - ② 高さが12 m以上であること。
 - ③ 株立ちした樹木で、高さが2.5 m以上であること。
 - ④ はんと性樹木で、枝葉の面積が20㎡以上であること。
 - ⑤ 希少又は珍重価値が、特にすぐれていること。
- ①～⑤の内、ひとつに該当し、健全で、かつ樹容が美観上すぐれているもの。

2. 保存樹林

- ① 樹木の集団の存する土地の面積が、300㎡以上あること。
- ② 生垣をなす樹木の集団で、その生垣の長さが20 m以上であること。

- ①、②の内、ひとつに該当し、その集団に属する樹木が健全、かつ、その集団が良好な生活環境を維持し、美観上すぐれているもの。



保存樹（クロマツ）

実施主体

- 公園水辺課、各区建設課、市民

現 状

- 平成19年度末現在、保存樹はクロマツなど252本、保存樹林（樹木の集団）はケヤキなど24,935㎡（21箇所）、保存樹林（生垣の形を成すもの）は147m（2箇所）となっています。

関連法等

- 新潟市樹木の保存及び緑化の推進に関する条例

取組み案

- 各区を通じ、制度の周知・PRを図ります。
- 対象となる保存樹木などの紹介を図ります。

取組みの効果

- 拠点性の高い緑、民有地のまとまった緑を保存樹など指定することで、身近な空間の貴重なみどりを保全していきます。

今後の課題

- 区毎の保存樹木の候補を把握する必要があります。
- 保存樹木などの維持管理について、課題を把握する必要があります。



保存樹（ケヤキ）



保存樹（アカマツ）

■ 緑化を推進するための取組み

具体的な施策③：市街地整備によるみどりの量と質を向上させるための検討・推進

基本方針との関連

- 2. 個性ある政令市、3. 身近な空間のみどり、4. 公園緑地、5. 安心安全、6. 市民との協働

【③-1：市街地整備におけるみどりの量・質の向上】

取組みの概要

- 良好な市街地形成を図るため、市街地整備において、みどりの質と量を創出する方法について検討し推進します。

対象

- 土地区画整理事業、市街地再開発事業、開発行為など

実施主体

- 市街地整備課、公園水辺課、建築行政課

現状

- 開発許可制度で公園の整備を求めることができるのは、面積が3,000㎡以上の場合の3%に限られています。

- 中高層建築物の建築行為においては緑化が努力目標となっています。

関連法等

- 都市計画法 開発許可制度、新潟市開発指導要綱、中高層建築物の建物に関する指導要綱など。



新通公園

取組み案

- 市街地整備におけるみどりの質と量を向上させるため、検討・推進を行います。
- 生垣助成制度や総合設計制度など、みどりに関連する既存施策の活用を図り、新たな制度を構築することが必要です。

取組みの効果

- みどりの量及び質の向上するための施策を検討、推進することにより、身近な空間にみどりをもたらされ、生活が豊かになります。

今後の課題

- 民間開発事業者などに対して、みどりの質と量が向上する際の負担に対し、理解と協力がが必要です。

【③-2：建築物などの屋上・壁面緑化の検討・推進】

取組みの概要

- 建築物などの屋上や壁面を緑化することによって、みどりの量・質を増大させるとともに、ヒートアイランド現象の防止など、まちの環境緩和に資する取組を検討し、推進します。

対象

- 新築・既存建築物などの屋上、壁面

実施主体

- 公園水辺課、環境対策課、民間事業者・個人

現状

- 公共施設の一部では行われていますが、民間施設においての普及はあまり進んでいません。



屋上緑化（新潟市民病院）



屋上緑化（りゅーとびあ）

取組み案

- 屋上緑化に関する技術的データを収集、整理します。
- 全国的に展開が進んでいる屋上緑化補助制度について研究し、課題の抽出と改善策の検討を行います。

取組みの効果

- 緑が少ないまちやまちなかなどでの緑化が期待され、ヒートアイランド現象の防止や、まちの環境緩和に寄与することが見込まれます。

具体的な施策④：まちなかにおける公園やオープンスペースでのみどりの創出

基本方針との関連

- 2. 個性ある政令市、3. みどりの演出、4. 公園緑地、5. 安心・安全なみどり、6. 市民との協働

取組みの概要

- 新たな用地の確保が困難なまちなかにおいて、土地利用の改変の動きにあわせて公園やオープンスペースの確保に努め、みどりを創出します。

対象

- まちなかにおける土地利用の改変などにより発生する新たな用地。
- 市街地再開発事業などに伴い、総合設計制度の活用が図られる敷地。

実施主体

- 公園水辺課、建築行政課、市街地整備課、民間事業者



総合設計制度における公開空地

現状

- 市民への意識調査を行った結果では、まちのみどりの量に対する満足度は、「不満」、「やや不満」の意見が全体の約4割に達しています。
- 緑被現況調査では、みどりの量が、新潟市全域で約66%であるのに対し、まちに限定してみると、最も高い値は北区で約35%、最も低い値は西区の約15%となっており、まち以外に比べ少ない状況です。

関連法等

- 建築基準法（総合設計制度） 都市計画法 都市再開発法など。

取組み案

- 土地利用の改変において、みどりの量と質の向上に取り組めます。
- 総合設計制度における公開空地制度において、みどりの質と量を確保します。

取組みの効果

- 新たな用地の確保が困難なまちなかのみどりを確保することが可能になります。
- 地域の人々が利用できる公開された緑地が建築物と一体となって提供されます。
- まちの活性化策として活用することにより、まちの賑わいを演出することができます。
- 創出される公園やオープンスペースは、まちの防災機能の向上（延焼防止のための緑地）にも寄与することができます。

今後の課題

- 公開空地の緑化に関する助成制度の活用をさらに推進します。
- 民間事業主に対する理解と協力が必要となってきます。

具体的な施策⑤：生垣設置奨励助成制度や緑地協定制、地区計画制度の活用促進

基本方針との関連

- 3. 身近な空間のみどり、6. 市民との協働

【⑤-1：生垣設置奨励助成制度の活用・促進】

取組みの概要

- 緑豊かな住みよい生活環境を創出し、災害による被害を防止し、快適で安全なまちづくりを推進するため、新たに生垣を設置する方に対して助成金を交付する制度です。

【生垣設置についての助成条件】

- (1) 本市に所在する住居、事務所等。
- (2) 新たに生垣を設置する場合。
- (3) 敷地が、国・県・市道か、その他建築基準法上の道路に3m以上面し、その部分に設置するもの。
- (4) 樹木の高さが1.2m以上、延長1mあたり2本以上植えるもの。
- (5) 5年以上保全すること。

【ブロック塀等の撤去についての助成条件】

- (1) ブロック塀等を撤去し、そこに生垣を設置し、その延長が3m以上であること。
- (2) ブロック塀等はおおむね0.4m以下に取り壊すこと。

対 象

- 民有地内に生垣を設置する場合で、上記の要件をすべて満たす場合に費用の一部を助成します。
- 生垣設置に際し、ブロック塀等の撤去を併せて行う場合は、生垣設置部分に係る撤去費用についても助成します。

実施主体

- 公園水辺課、各区建設課、市民

現 状

- 生垣設置助成の実績は、平成17年：60件、平成18年：83件、平成19年：56件。年間平均助成距離：約715m。



助成制度を活用して設置した生垣

取組み案

- 各区を通じて積極的に周知・PRを実施し、活用の促進に努めます。
- 生垣の設置のみならず、地域で取り組むまちのみどりの保全を目的とした維持管理に対しての支援について検討をすすめます。

取組みの効果

- 縁や接点のみどりや身近なみどりの質と量が増大することによって良好な環境が整備され、うるおいのある街並みが形成されます。
- 良好に整備されたみどりに接していることで、みどりに対する市民の意識も醸成されます。

【⑤- 2：緑地協定地区への樹木の配布】

取組みの概要

- 緑地協定地区とは、健康で文化的な住宅地の生活環境の確保するために、住民全員の賛同のもとに、樹木の種類や植栽場所などのルールをつくり、区域内における緑地の適正な保全と緑化の推進を図る協定を締結した地区のことです。
- この緑地協定地区に対して、緑化の推進を支援するために、地区に対して樹木の無償配付などを行います。

【無料配布する樹木の条件】

- (1) 宅地の道路に面している部分に植栽する場合
- (2) 生垣樹は1mに3本以内、高木は6～7mに1本の割合

対 象

- 住民の発意により緑地協定を締結した地区。

実施主体

- 公園水辺課、各区建設課、市民

現 状（現在認可している緑地協定地区）

- | | |
|------------------------------|---------|
| (1) 新崎駅南地区緑化協定（平成5年12月認可） | 13.7 ha |
| (2) 赤塚駅前地区緑地協定（平成8年5月認可） | 38.1 ha |
| (3) 河渡・浜谷町地区緑地協定（平成10年11月認可） | 18.6 ha |
| (4) はなみずき地区緑地協定（平成11年1月認可） | 9.0 ha |
| (5) 小針川原地区緑地協定（平成12年9月認可） | 2.6 ha |
| (6) 小新梅田地区緑地協定（平成13年2月認可） | 14.3 ha |



緑地協定地区

取組み案

- 各区を通じて積極的に周知・PRを実施し、活用の促進に努めます。
- 樹木の配布のみならず、維持管理に対してのしくみや助成制度の実施に向けて検討をすすめます。
- 緑地協定地区の拡大に努めます。

取組みの効果

- 生活空間に身近なみどりが増大することによって、良好な環境が整備され、潤いのある街並みが形成されます。
- 良好に整備されたみどりに接していることで、みどりに対する市民の意識も醸成されます。

【⑤- 3：地区計画制度の推進】

取組みの概要

- 地区の特性に応じたまちづくりを進めるため、地区の道路や公園の配置計画、建築物の用途や高さなどについて定め、良好な環境を整備・保全するための計画です。
- 地区計画は、地区という身近な単位で考えるまちづくりのため、地区に住んでいる住民が主体となり、話し合い、考えを出し合いながら、地区の実情に応じた計画内容を定めていくものです。

対 象

- 地区計画を定める地区。

実施主体

- 都市計画課、建築行政課、市民



もえぎ野地区

現 状（現在、地区計画を都市計画として定めている地区）

- もえぎ野地区地区計画（平成8年4月 最終告示） 16.3 ha
- 小新西3丁目地区地区計画（平成8年4月 最終告示） 7.8 ha
- 上木戸地区地区計画（平成20年5月 最終告示） 21.5 ha

他 合計 52 地区

取組み案

- かき又はさくの構造を生垣にするよう検討し、みどりの多い街並みをつくるような取組みを進めます。
- 必要に応じて公園・広場などを地区施設として定める検討を進めます。

取組みの効果

- 生活空間に身近なみどりが増大することによって、良好な環境が整備され、潤いのある街並みが形成されます。
- 良好に整備されたみどりに接していることで、みどりに対する市民の意識も醸成されます。

3) 「みどりの維持管理を図る（協働）」のための取組み

具体的な施策①：緑化活動団体への支援

基本方針との関連

- 3. 身近な空間のみどり、6. 市民との協働

制度の概要

公園、道路、河川等で緑化の活動を行う概ね5名以上で組織された団体に対し、原材料の支給を行うことにより、緑豊かで潤いのあるまちづくりを推進する制度です。

取組みの概要

- 緑化活動団体へ支給する原材料（プランター、苗木、花苗、種、球根、配合土 他）
- 支給する原材料の限度額は20万円未満
- 緑化活動団体は、植栽のみでなく、除草、灌水、施肥、清掃等の維持管理も行う

対 象

- 公園緑地、道路、河川などの公共施設

実施主体

- 公園水辺課、各区建設課、NPO法人、市民団体、地域住民など

現 状

- 市内で約245団体（平成19年度末）が、活動しています。
- これらの活動に関するコンクールを実施（毎年10月）し、優れた活動に対して市長表彰を行っています。



緑化活動団体による植栽

取組み案

- 成果を広く市民に周知・PRし、活動への参加を促します
- 活動団体の意欲を高めるため、HPなどにより広報を充実します。

取組みの効果

- 地域住民の自主的な活動により、公園など公共施設の緑化が進みます。
- 活動を通じてみどりに対する保全・創出の意識向上が図られます。
- 公園の緑化が進むことにより、市民による公園利用者が向上します。

今後の課題

- 地域住民の主体的な参加が求められることから、普及・啓発活動等意欲を掻き立てる仕掛けが必要です。

具体的な施策②：公園アダプト制度の推進

基本方針との関連

6. 市民との協働

制度の概要

- 公園の美化・維持管理に意欲的な市民ボランティアを積極的に活用し、市民との協働により公園の維持管理を行う制度です。

取組みの概要

- 「レッツ・アダプト・ア・パーク新潟市！」として、専門的技術を活かした活動である「WAZA アダプト」、小中学校の総合学習等を活用した「MIDORI アダプト」の二種類のプログラムを推進します。
- 実施団体等のヒアリングを通じ、アダプト制度の拡充を目指します。
- 日常のみどりを利活用する地域住民あるいは学校、企業等の自主的な維持管理活動を支援します。

対 象

- 地域住民、小中学校、一般企業、NPO

実施主体

- 公園水辺課、各区建設課、市民

現 状

- 「WAZA アダプト」プログラム：14 団体、約 400 人が参加しています。（平成 19 年度実績）
- 「MIDORI アダプト」プログラム：10 校、約 400 人が参加しています。（平成 19 年度実績）
- 活動内容の紹介要望があります。（アダプト実施団体アンケート）
- 新潟市全体の取組みとしてまだ周知が進んでいない状態です。



WAZA アダプトの活動状況

取組み案

- より活動しやすいアダプト・プログラムを作成します。
 - 学校版、地域版など活動主体の特性に応じたプログラムの開発
 - 充実感のある活動プログラムの開発
 - 機材の貸し出しについて検討します。

取組みの効果

- 市民の自主的な活動となり、公園緑地・美化が進むと考えられます。
- 活動を通じてみどりに対する保全・創出の意識向上が図られます。
- 公園利活用の頻度が向上すると考えられます。
- 「企業団地編 アダプト・プログラム」、「町内会編 アダプト・プログラム」、「コミセン編 アダプト・プログラム」などへの発展が期待されます。

今後の課題

- 地域住民の主体的な参加が求められることから、普及・啓発活動等意欲を掻き立てる仕掛けが必要です。
- 現在のプログラムの枠に収まらない、たとえば町内会や、コミュニティ協議会等が参加しやすいプログラムメニューを用意する必要があります。
- 総合学習としての取組みにおいては、学習効果がどこにあるのか明確にすること、また開始当初の活動支援が必要となります。

具体的な施策③：公園愛護会の充実

基本方針との関連

4. 公園緑地、6. 市民との協働

制度の概要

- 市民の地元に対する愛着や誇りを醸成するために、「自分たちの公園は自分たちの手で」をモットーに、地元自治会や老人クラブなど、地域の皆さんから「公園愛護会」を作ってもらい、除草や清掃などの公園愛護活動にご協力いただいている制度です。

取組みの概要

- 実際に利用される地域の住民のみならず、公園の維持管理について協力していただく。
- 行政から各愛護会に公園愛護協力金を支給している。
- 協力金は基本額と面積額からなっています。基本額は1公園につき年間19,000円、面積額は100㎡あたり2,500円を年額としています。

対 象

- 公園緑地

実施主体

- 公園水辺課、各区建設課、自治会・町内会、地域住民など



公園愛護会の活動状況

現 状

- 現在、市内には790を超える公園愛護会がありますが、このうちの約9割は自治会・町内会で、約1割は老人クラブなどになっています。
- 公園愛護会相互の情報交換と会員同士の親睦を図るために、各区で「公園愛護連絡協議会」が組織されています。協議会では、定期総会の開催、功労者の表彰、研修会の開催などの活動を行っています。
- 公園愛護会ごとに活動内容にばらつきがあり、維持管理が行き届かない公園もみられます。

取組み案

- 活発に活動した団体や個人への表彰制度の拡充、市（区）長からの感謝状の贈呈など、公園愛護連絡協議会を活性化させ、活動団体間、あるいは地域間の交流を推進します。

取組みの効果

- 地域住民の自主的な活動となり、公園緑地・美化が進むと考えられます。
- 活動を通じてみどりに対する保全・創出の意識向上が図られます。
- 公園利活用の頻度が向上すると考えられます。

今後の課題

- 各区での公園愛護連絡協議会で勉強会や研修会などを行い、意識の向上を図る必要があります。